

## 改正卸売市場法に定めのない遵守事項（その他の取引ルール）について【水産】

事項		内容		理由
1	休開場日	開場の期日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる休日を除き、毎日開場する。</li> <li>① 日曜日（1月5日及び12月27日から12月31日までの日曜日を除く。）</li> <li>② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</li> <li>③ 1月2日から1月4日まで</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日を開場しないことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため。</li> </ul>
		開場の時間 せり時刻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場の開場時間は、午前零時から午後12時までとする。</li> <li>・卸売のせり販売開始時刻は、午前5時とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため。</li> </ul>
2	卸売業者	業務の許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場の卸売場を使用して卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場における取引の専門性を考慮して、取引の秩序を維持するため。</li> </ul>
3	せり人の届出	せり人の選任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、市場においてせり売を行うときは、せりを遂行するために必要な経験及び能力を有する当該卸売業者が推薦する者をせり人として、市長に届け出なければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せり売の業務を適正かつ円滑に行うため。</li> </ul>
4	仲卸業者	業務の許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場における取引の専門性を考慮して、取引の秩序を維持するため。</li> </ul>
5	仲卸業者の事業報告書の提出	事業報告書の作成・提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲卸業者は、毎事業年度の末日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに市長に提出しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲卸業者の財務の状況、取引の実態等を把握するため。</li> </ul>

事項		内容		理由
6	売買参加者	承認	・市場において卸売業者が行う卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。	・市場における取引の専門性を考慮して、取引の秩序を維持するため。
7	買出人	届出	・買出人として業務をしようとする者は、市長に届け出なければならない。	・市場における取引の専門性を考慮して、取引の秩序を維持するため。
8	卸売業者の区域内販売	区域内販売の届出	・卸売業者は、本市の区域内において店舗を設置し、取扱品目に属する物品の卸売その他の販売をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。	・市場における公正な取引を確保するため。
9	受託拒否の禁止	—	・卸売業者は、取扱品目に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあったときは、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。	・出荷者の安定的な販路を提供するため。
10	第三者販売	せり・入札の規制	・卸売業者は、市場において、せり売又は入札の方法による卸売を行うときは、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。	・せり・入札には資力信用、専門知識が必要であるため。
		実績報告	・卸売業者は、市場における卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたときは、市長に報告しなければならない。	・取引状況把握のため。
11	商物分離	実績報告	・卸売業者は、市場における卸売の業務について、市場内にある物品以外の物品の卸売をしたときは、市長に報告しなければならない。	・取引状況把握のため。

事項		内容		理由
12	販売前における受託物品の検収	物品の検収	・卸売業者又は卸売業者から物品の検収の委託を受けた者は、受託物品の受領に当たっては、受託物品の種類、数量、等級、鮮度、品質等について検収を確実にを行い、異状を認めたときは、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。	・市場の安全・安心を確保するため。
13	直荷引き	委託引受の禁止	・仲卸業者は、市場内において、取扱品目に属する物品について販売の委託の引受けをしてはならない。	・市場における公正な取引を確保するため。
		割合の規制	仲卸業者は、市場内において、取扱品目に属する物品について、市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売するときは、上限割合を超えてはならない。	・市場における公正な取引を確保するため。
		実績報告	・仲卸業者は、市場内において、取扱品目に属する物品について、市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、市長に報告しなければならない。	・取引状況把握のため。
14	仲卸業者の区域内販売	区域内販売の届出	・仲卸業者は、本市の区域内において、店舗を設置し、取扱品目に属する物品の販売をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。	・市場における公正な取引を確保するため。
15	売買取引の制限	談合その他不正な行為	・市長は、市場における取引参加者間の売買に不正又は不当な行為があると認めるときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命じることができる。	・市場における公正な取引を確保するため。
16	有害物品の売買禁止	売買の禁止等	・衛生上有害な物品等を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。 ・市長は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命じることができる。	・市場の安全・安心を確保するため。
17	売買取引の結果等の市長への報告等	予定数量・実績報告	・卸売業者は、次の事項について市長に報告しなければならない。 ①その日の主要な品目の卸売予定数量 ②その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 ③その月の前月中に卸売をした物品の金額	・取引状況把握のため。

事項		内容		理由
18	買受人の明示 卸売の記録の提出	販売原票の 作成・提出	・卸売業者は、卸売をした物品の買受人が明らかになるよう措置するとともに、速やかに販売原票を作成し、その写しを市長に提出しなければならない。	・取引状況把握のため。
19	仕切り等	売買仕切書等 の作成・提出	・卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、当該物品の単価、卸売数量その他取引に関する事項を記載した売買仕切書等を正確に作成し、委託者に対して送付するとともに、その写しを市長に提出しなければならない。	・市場取引の透明性の確保のため。
20	委託手数料	率の届出	・卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の率を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。	・取引状況把握のため。
21	卸売代金の変更の 禁止	変更の禁止	・卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。	・市場における公正な取引を確保するため。
22	完納奨励金の交付	実績報告	・卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者及び売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。	・過度な交付を抑制し、卸売業者の財務の健全性等を確保するため。
23	品質管理	物品の品質 管理の方法	<p>・市長は、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法について、次のとおり定める。</p> <p>① 品質管理の責任者を定め、市場施設等の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>② 物品の適正な管理を行うこと。</p> <p>③ 市場施設等の清潔及び衛生的な環境を保つこと。</p> <p>④ 前各号に掲げるもののほか、品質管理の徹底を図ること。</p> <p>・卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、当該物品の品質管理の方法に従わなければならない。</p>	・市場における適正な品質管理を確保するため。